

社会福祉法人明和会 役員等の役員報酬規程

(通則)

第1条 社会福祉法人明和会の役員等に対する報酬の支給については、この規程の定めるところによる。

(用語の定義)

第2条 この規程において「役員等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

- (1) 理事
- (2) 監事
- (3) 評議員
- (4) 評議員選任・解任委員会の委員

(理事会等の報酬)

第3条 次の場合において、1日を単位として報酬5,000円(源泉所得税差引後金額)を支給する。

- (1) 役員等が、理事会および評議員会等に出席したとき。
- (2) 監事が監事監査を実施したとき。
- (3) 評議員選任・解任委員会の委員が委員会に出席したとき。
- (4) 役員等が、法人の運営のための業務にあたった場合。

2. 前項にかかわらず、理事・監事・評議員が、6月に開催する定時評議員会ならびに理事会に出席した場合は、1日を単位として報酬10,000円(源泉所得税差引後金額)を支給する。

(出張旅費)

第4条 役員等が、法人業務のため出張する場合は、前条の報酬ならびに旅費実費を支給することができる。

(適用除外)

第5条 法人の職員を兼務する役員等は、第3条は適用しない。

平成13年 1月31日 制定

平成29年 4月 1日 改定

平成30年 4月 1日 改定